明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件（金融庁六）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　五三
会社その他
会社決算公告　五六

告示

○金融庁告示第六号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項の規定により損害保険料率算出機構から平成二十九年一月十七日付で届出のあった自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、同法第十条の五第六項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年二月六日

金融庁長官　森　信親

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に適用する。

1．保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額